2　(1)　借款は、ジャマイカ政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　年間の利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利に一・一パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は〇・一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3　(1)　借款は、ジャマイカの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の同意を得て延長することができる。

4　ジャマイカ政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡと米州開発銀行との間で作成された文書に従って調達されることを確保する。

5　ジャマイカ政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してジャマイカにおいてその役務が必要とされる日本国民は、ジャマイカの関係法令に従って、作業の遂行のためジャマイカへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ジャマイカ政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してジャマイカにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してジャマイカにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してジャマイカにおいて課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してジャマイカにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

8　ジャマイカ政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びジャマイカの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ジャマイカ政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をジャマイカ政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年十月六日にキングストンで

ジャマイカ駐在

日本国特命全権大使　中野正則

ジャマイカ

財務・公共サービス大臣

オードリー・ショー閣下

（ジャマイカ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をジャマイカ政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年十月六日にキングストンで

ジャマイカ

財務・公共サービス大臣

オードリー・ショー

ジャマイカ駐在

日本国特命全権大使　中野正則閣下

○外務省告示第三百六十七号

平成二十九年十月十七日にヤウンデで、カメルーン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億五千万円

3　署名者

日　本　側　岡村邦夫在カメルーン大使

世界食糧計画側　アブドゥライ・バルデ在カメルーン事務所代表

平成二十九年十月三十一日

外務大臣　河野　太郎

○財務省告示第二百九十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年九月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量）を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年十月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年九月三十日までのこれらの物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	〇トン
二	三五・五トン
三	一二トン
四	二九、八六六トン
五	三六一トン
六	二トン
七	四トン
八	六トン
九	二三、六〇三トン
一〇	四、〇〇六トン
一一	五、七八〇トン
一二	三六、八四三トン
一三	三、〇五九、七四一トン
一四	五八一、〇〇〇トン